

4 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

（1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成17年度	契約件数	4,497	1,096	1,168	486	7,247	2,540
	構成比(%)	62.1(%)	15.1(%)	16.1(%)	6.7(%)	100(%)	35.0(%)
平成18年度	契約件数	3,062	717	834	275	4,888	1,637
	構成比(%)	62.6(%)	14.7(%)	17.1(%)	5.6(%)	100(%)	33.5(%)
平成19年 4月～11月	契約件数	3,670	825	917	339	5,751	1,996
	構成比(%)	63.8(%)	14.3(%)	15.9(%)	5.9(%)	100(%)	34.7(%)
平成19年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	13,939	4,657	4,501	1,425	24,533	-
	構成比(%)	56.8(%)	19.0(%)	18.4(%)	5.8(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成19年11月末

対象者 事項	本事業の利用に関するもの				その他	計
	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計	1,233,045	366,494	449,472	122,098	79,647	2,250,756
北海道	9,512	4,427	4,602	1,052	642	20,235
青森県	6,614	2,529	2,190	1,152	50	12,535
岩手県	19,673	9,743	9,614	1,601	116	40,747
宮城県	15,514	13,998	16,275	2,174	1,088	49,049
秋田県	7,916	1,316	1,812	176	139	11,359
山形県	8,744	2,261	1,681	873	629	14,188
福島県	6,058	1,997	1,769	712	249	10,785
茨城県	6,890	2,244	2,840	246	169	12,389
栃木県	6,615	1,974	1,340	1,021	857	11,807
群馬県	11,421	2,506	3,139	941	6,018	24,025
埼玉県	19,122	3,042	7,617	1,693	844	32,318
千葉県	20,016	1,989	3,594	1,405	799	27,803
東京都	265,786	25,934	74,029	16,940	10,317	393,006
神奈川県	72,482	12,441	15,258	8,869	6,158	115,208
新潟県	27,248	9,295	10,161	1,002	494	48,200
富山県	21,202	2,303	6,020	2,205	676	32,406
石川県	12,539	3,596	3,033	260	1,736	21,164
福井県	5,218	1,720	962	416	1,580	9,896
山梨県	5,160	4,589	2,966	1,099	287	14,101
長野県	21,050	10,641	12,787	2,591	2,186	49,255
静岡県	9,331	2,094	2,197	1,763	5,667	21,052
岐阜県	4,628	2,137	1,159	427	354	8,705
愛知県	40,160	9,419	11,060	-	-	60,639
三重県	15,224	12,679	6,805	1,470	338	36,516
滋賀県	55,824	40,734	37,375	10,360	1,200	145,493
京都府	52,980	18,780	17,335	10,160	501	99,756
大阪府	52,340	16,757	18,789	3,932	7,483	99,301
兵庫県	11,951	3,435	3,493	1,204	7,983	28,066
奈良県	5,101	1,459	2,632	741	77	10,010
和歌山県	31,693	10,289	14,256	2,582	454	59,274
鳥取県	2,666	1,412	714	207	136	5,135
島根県	4,907	2,849	3,850	190	337	12,133
岡山県	12,464	3,836	3,714	887	585	21,486
広島県	15,453	5,588	8,340	1,520	1,326	32,227
山口県	5,596	1,136	1,175	1,586	5,825	15,318
徳島県	3,308	1,599	1,207	574	361	7,049
香川県	14,645	8,486	6,737	921	194	30,983
愛媛県	5,951	2,979	4,553	1,304	154	14,941
高知県	11,276	5,125	2,649	730	127	19,907
福岡県	11,739	2,095	1,676	1,206	2,505	19,221
佐賀県	3,655	790	1,431	1,196	118	7,190
長崎県	10,941	8,311	5,009	653	1,287	26,201
熊本県	6,976	1,777	2,210	2,217	247	13,427
大分県	8,261	2,186	1,800	434	184	12,865
宮崎県	6,271	5,645	4,639	1,472	406	18,433
鹿児島県	6,537	1,258	1,899	700	330	10,724
沖縄県	30,349	17,876	27,476	3,595	587	79,883
札幌市	15,858	4,204	7,099	1,585	2,644	31,390
仙台市	1,388	354	987	405	291	3,425
さいたま市	2,954	468	519	181	12	4,134
千葉市	7,255	159	266	1,988	-	9,668
川崎市	7,603	985	1,036	842	70	10,536
横浜市	17,083	1,703	2,664	3,466	30	24,946
新潟市	1,812	1,429	243	76	18	3,578
静岡市	1,581	490	398	502	1,390	4,361
浜松市	615	85	332	91	-	1,123
名古屋市	16,015	6,159	7,821	1,115	77	31,187
京都市	9,815	3,217	3,527	634	4	17,197
大阪市	119,188	30,044	39,354	8,207	-	196,793
堺市	480	461	136	40	20	1,137
神戸市	2,805	416	4,936	3,763	-	11,920
広島市	14,481	6,557	3,616	269	-	24,923
北九州市	1,692	273	313	420	133	2,831
福岡市	3,413	214	356	55	1,158	5,196

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成19年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		27,424	6,507	6,536	2,470	43,287	14,465
北海道		281	95	119	-	495	329
青森県		532	93	99	60	784	368
岩手県		557	215	224	48	1,044	403
宮城県		279	153	158	32	622	229
秋田県		232	24	25	1	282	105
山形県		376	80	61	71	588	249
福島県		121	41	26	22	210	65
茨城県		420	63	86	13	582	151
栃木県		583	208	88	4	883	295
群馬県		742	121	133	-	996	264
埼玉県		638	115	151	38	942	403
千葉県		571	46	101	58	776	239
東京都		2,674	186	371	89	3,320	602
神奈川県		969	127	153	212	1,811	577
新潟県		566	148	200	-	914	244
富山県		200	25	49	21	295	81
石川県		195	35	29	2	261	60
福井県		256	83	38	21	398	112
山梨県		247	123	92	114	576	78
長野県		406	151	139	75	771	160
静岡県		410	103	91	137	741	189
岐阜県		340	92	55	19	506	103
愛知県		857	143	139	-	1,139	252
三重県		500	185	165	33	883	227
滋賀県		600	326	206	166	1,298	171
京都府		304	63	57	25	449	180
大阪府		1,100	371	391	127	1,989	711
兵庫県		415	102	89	12	618	232
奈良県		127	30	28	18	203	63
和歌山県		504	126	160	19	809	240
鳥取県		356	167	56	18	597	200
島根県		453	226	187	11	877	277
岡山県		469	108	143	25	745	228
広島県		551	160	211	63	985	378
山口県		926	146	211	79	1,362	424
徳島県		197	61	46	27	331	133
香川県		368	185	143	28	724	224
愛媛県		309	69	142	87	607	228
高知県		259	196	77	13	545	121
福岡県		461	82	44	-	587	162
佐賀県		288	63	90	59	500	109
長崎県		557	140	164	22	883	298
熊本県		410	95	79	109	693	211
大分県		522	83	75	35	715	303
宮崎県		422	207	130	98	857	353
鹿児島県		573	62	85	56	776	287
沖縄県		266	112	159	27	564	306
札幌市		153	25	54	23	255	164
仙台市		101	42	97	1	241	121
さいたま市		93	11	12	5	121	72
千葉市		74	3	5	29	111	43
川崎市		361	51	54	44	510	300
横浜市		211	31	31	39	312	89
新潟市		42	15	12	-	69	29
静岡市		66	25	29	32	152	28
浜松市		58	15	28	18	119	29
名古屋		475	104	84	1	664	249
京都市		282	71	60	14	427	280
大阪市		1,023	172	184	61	1,440	838
堺市		7	9	2	-	18	9
神戸市		470	13	16	-	499	243
広島市		194	34	37	-	265	106
北九州市		176	30	35	9	250	89
福岡市		249	21	31	-	301	152

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

※神奈川県は平成11年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

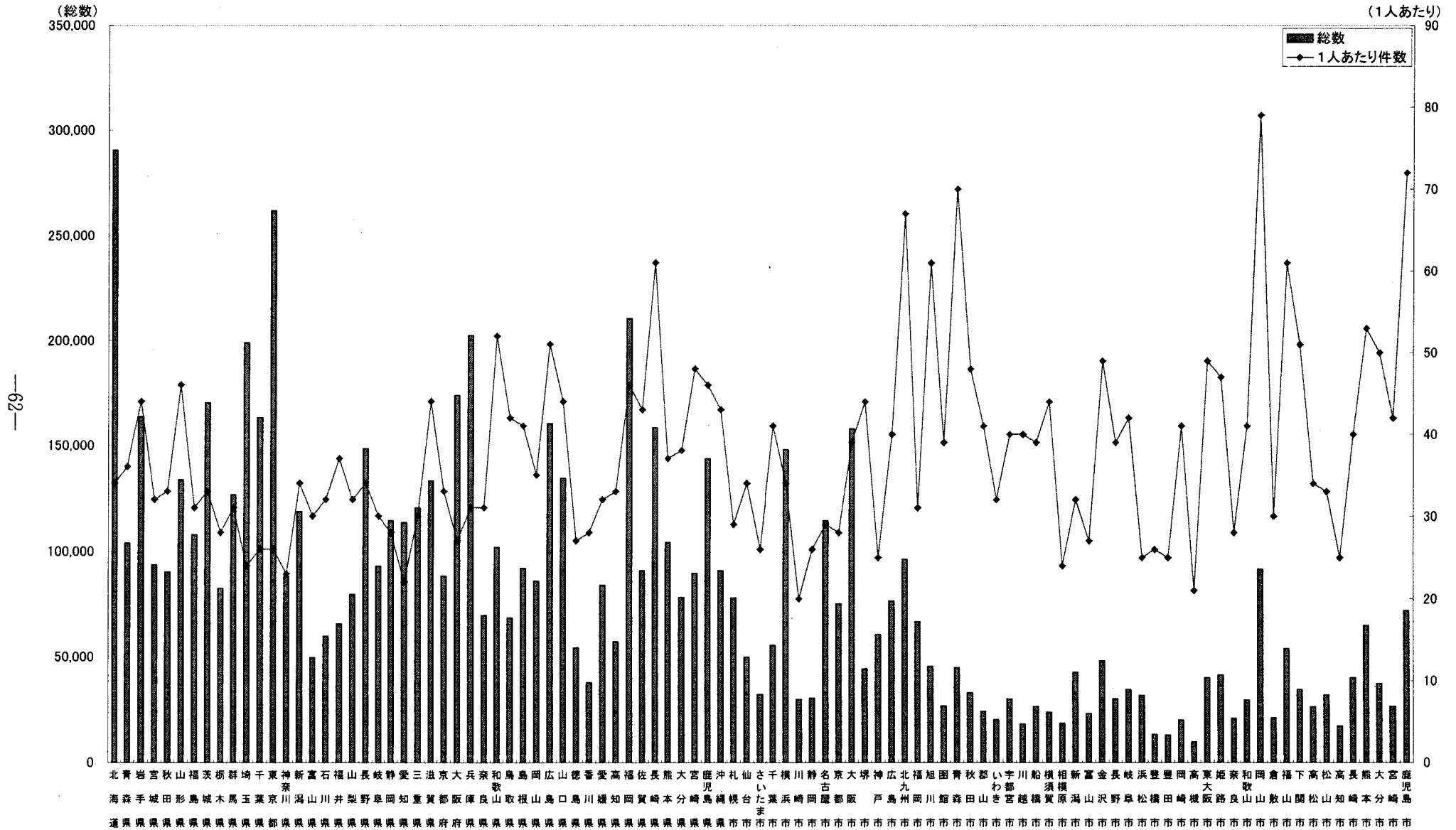
③現在の実利用人数

平成19年11月末現在

事項	対象者		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	件数	合計					
			13,939	4,657	4,501	1,425	24,522
北海道			140	60	82	-	282
青森県			296	55	59	35	445
岩手県			285	157	177	21	640
宮城県			135	106	96	23	360
秋田県			126	15	17	-	158
山形県			191	58	50	50	349
福島県			67	35	21	17	140
茨城県			231	40	61	8	340
栃木県			317	137	60	1	515
群馬県			380	91	89	-	560
埼玉県			315	67	98	18	498
千葉県			242	25	64	43	374
東京都			1,404	127	280	43	1,854
神奈川県			302	73	60	79	514
新潟県			266	97	108	-	471
富山県			99	23	35	15	172
石川県			109	33	24	1	167
福井県			152	64	30	14	260
山梨県			125	90	69	35	319
長野県			233	118	110	46	507
静岡県			121	66	42	78	307
岐阜県			170	77	44	17	308
愛知県			271	98	87	-	456
三重県			268	155	141	28	592
滋賀県			355	260	164	86	865
京都府			124	44	49	16	233
大阪府			565	265	246	-	1,076
兵庫県			194	88	56	11	349
奈良県			73	23	17	10	123
和歌山県			208	51	93	13	365
鳥取県			65	35	16	7	123
島根県			195	158	133	8	494
岡山県			216	77	91	15	399
広島県			211	93	117	34	455
山口県			449	104	139	54	746
徳島県			115	47	40	18	220
香川県			100	75	50	6	231
愛媛県			87	38	95	51	271
高知県			165	170	65	12	412
福岡県			200	45	18	-	263
佐賀県			65	21	35	30	151
長崎県			325	88	118	14	545
熊本県			250	79	57	70	456
大分県			284	52	39	23	398
宮崎県			232	161	92	72	557
鹿児島県			338	42	67	39	486
沖縄県			155	89	118	21	383
札幌市			110	28	30	6	174
仙台市			71	47	85	1	204
さいたま市			52	11	10	2	75
千葉市			37	1	2	20	60
川崎市			218	40	40	36	334
横浜市			143	28	28	42	241
新潟市			38	15	12	-	65
静岡市			91	28	37	37	193
浜松市			46	11	25	18	100
名古屋市			303	103	75	-	481
京都市			177	71	49	12	309
大阪市			828	177	182	62	1,249
堺市			21	23	8	-	52
神戸市			223	12	15	-	250
広島市			108	30	25	-	163
北九州市			128	39	27	7	201
福岡市			129	21	32	-	182

5 民生委員・児童委員の活動状況(平成18年度)

(1) 都道府県・指定都市・中核市別 相談・指導活動件数



出典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

民生委員の一斉改選の状況

- 平成19年12月1日に、3年に一回の民生委員の一斉改選が実施された。
- 全国の改選状況は以下のとおり。

単位：人

区 分	定 数	委嘱者数	欠 員	充足率
平成19年3月31日現在	229,923	226,821	▲ 3,102	98.7%
平成19年12月1日現在	232,103	227,284	▲ 4,819	97.9%

6 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について
(平成19年8月10日付関係課長通知概要)

新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があったことから、平成19年8月10日付関係部局の課長連名通知を各都道府県・指定都市・中核市宛発出し、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施についての取組を早急に実施することを求めた。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握について

要援護者として想定される高齢者や障害者等の情報については、市町村の福祉関係部局において、要介護認定情報や障害程度区分情報等により情報把握に努めること。

2 要援護者情報の共有について

- (1) 災害時に要援護者の避難支援等を行うため、日頃から、個人情報保護に配慮しつつ防災関係部局と連携して、要援護者情報について自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有を図ること。
- (2) 市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮すること。

3 要援護者支援について

(1) 平常時における支援

民生委員児童委員による、日常的な見守り活動や相談・支援活動等に積極的に取組み、情報の把握に努め、各市町村の福祉関係部局においては、民生委員児童委員を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるような体制づくりを行うこと。

(2) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築すること。

4 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。

7 市町村地域福祉計画の策定について

(平成19年8月10日付社会・援護局長通知概要)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付関係課長通知）」において、要援護者の支援方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたが、同日付の社会・援護局長通知において、計画に盛り込むべき具体的な事項を示した。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記。

2 要援護者情報の共有に関する事項

(1) 関係機関間の情報共有方法

要援護者情報については、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記。

(2) 情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど、要援護者情報更新のための具体的方法を明記。

3 要援護者の支援に関する事項

(1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について具体的に明記。

(2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が、緊急対応が発生した際、各市町村の担当部局に円滑な報告がされるよう役割分担と連絡体制について具体的に明記。

8 「いのちの電話」相談電話番号一覧

平成20年2月現在

所在都道府県	名称	相談電話番号	相談受付時間
北海道	旭川のいのちの電話	0166-23-4343	24時間
北海道	北海道いのちの電話	011-231-4343	24時間
青森県	あおもりいのちの電話	0172-33-7830	12:00～21:00
秋田県	秋田いのちの電話	018-865-4343	12:00～21:00（日曜日を除く）
岩手県	盛岡いのちの電話	019-654-7575	12:00～21:00（月～土）、12:00～18:00（日）
宮城県	仙台いのちの電話	022-718-4343	24時間
山形県	山形いのちの電話	023-645-4343	13:00～22:00
福島県	福島いのちの電話	024-536-4343	10:00～22:00
新潟県	新潟いのちの電話	025-288-4343	24時間
長野県	長野いのちの電話	026-223-4343	11:00～22:00
長野県	長野いのちの電話・松本	0263-29-1414	
群馬県	群馬いのちの電話	027-221-0783	9:00～21:30、24時間（第2金曜日・毎月10日）
栃木県	栃木いのちの電話	028-643-7830	7:00～21:00（月～木）、24時間（金～日）
栃木県	足利いのちの電話	0284-44-0783	15:00～21:00
茨城県	茨城いのちの電話	029-855-1000	24時間
茨城県	茨城いのちの電話・水戸	029-255-1000	13:00～20:00
埼玉県	埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間
千葉県	千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
東京都	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間
東京都	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10:00～21:00
東京都	東京英語いのちの電話	03-5774-0992	9:00～23:00、24時間（金・土）
神奈川県	川崎いのちの電話	044-733-4343	24時間
神奈川県	横浜いのちの電話	045-335-4343	24時間
山梨県	山梨いのちの電話	055-221-4343	16:00～22:00
静岡県	静岡いのちの電話	054-272-4343	15:00～21:00（月～金）
静岡県	浜松いのちの電話	053-473-6222	10:00～21:00（日～火・祝日） 10:00～0:00（水～土）
岐阜県	岐阜いのちの電話協会	058-297-1122	16:00～22:00（日） 19:00～22:00（月～土）
愛知県	名古屋いのちの電話協会	052-971-4343	24時間
三重県	三重いのちの電話協会	059-221-2525	18:00～23:00
京都府	京都いのちの電話	075-864-4343	24時間
奈良県	奈良いのちの電話協会	0742-35-1000	24時間
大阪府	関西いのちの電話	06-6309-1121	24時間
兵庫県	神戸いのちの電話	078-371-4343	8:30～20:30（月～金） 24時間（土）、9:30～16:30（日・祝）
兵庫県	はりまいのちの電話	079-222-4343	14:00～1:00
和歌山県	和歌山いのちの電話協会	073-424-5000	10:00～22:00
鳥取県	鳥取いのちの電話	0857-21-4343	12:00～21:00
島根県	島根いのちの電話	0852-26-7575	9:00～22:00 9:00～24:00（土）、0:00～22:00（日）
岡山県	岡山いのちの電話協会	086-245-4343	24時間
広島県	広島いのちの電話	082-221-4343	24時間
徳島県	徳島いのちの電話	088-623-0444 0883-52-4440	9:30～0:00
香川県	香川いのちの電話協会	087-833-7830	24時間
愛媛県	愛媛いのちの電話	089-958-1111	12:00～22:00 （毎月1～10日は12:00～翌朝6:00）
高知県	高知いのちの電話協会	088-824-6300	9:00～21:00
福岡県	北九州いのちの電話	093-671-4343	24時間
福岡県	福岡いのちの電話	092-741-4343	24時間
佐賀県	佐賀いのちの電話	0952-34-4343	24時間
長崎県	長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00
熊本県	熊本いのちの電話	096-353-4343	24時間
大分県	大分いのちの電話	097-536-4343	24時間
鹿児島県	鹿児島いのちの電話協会	099-250-7000	24時間
沖縄県	沖縄いのちの電話	098-868-8016	10:00～23:00

9 消費生活協同組合(生協)制度の改正について

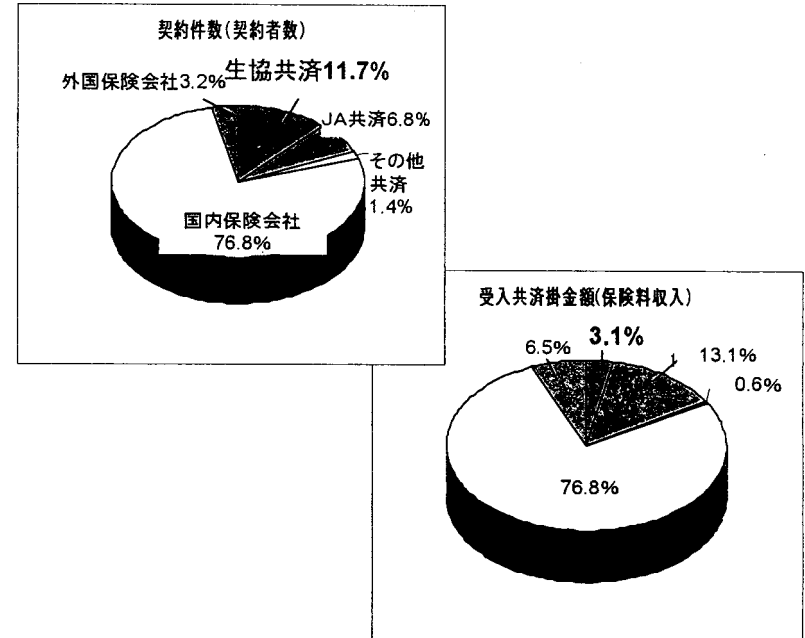
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,097組合 のべ組合員数6,032万人(H18年)
- 共済事業(*実施組合数442組合 うち元受共済組合は140組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数718組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数595組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

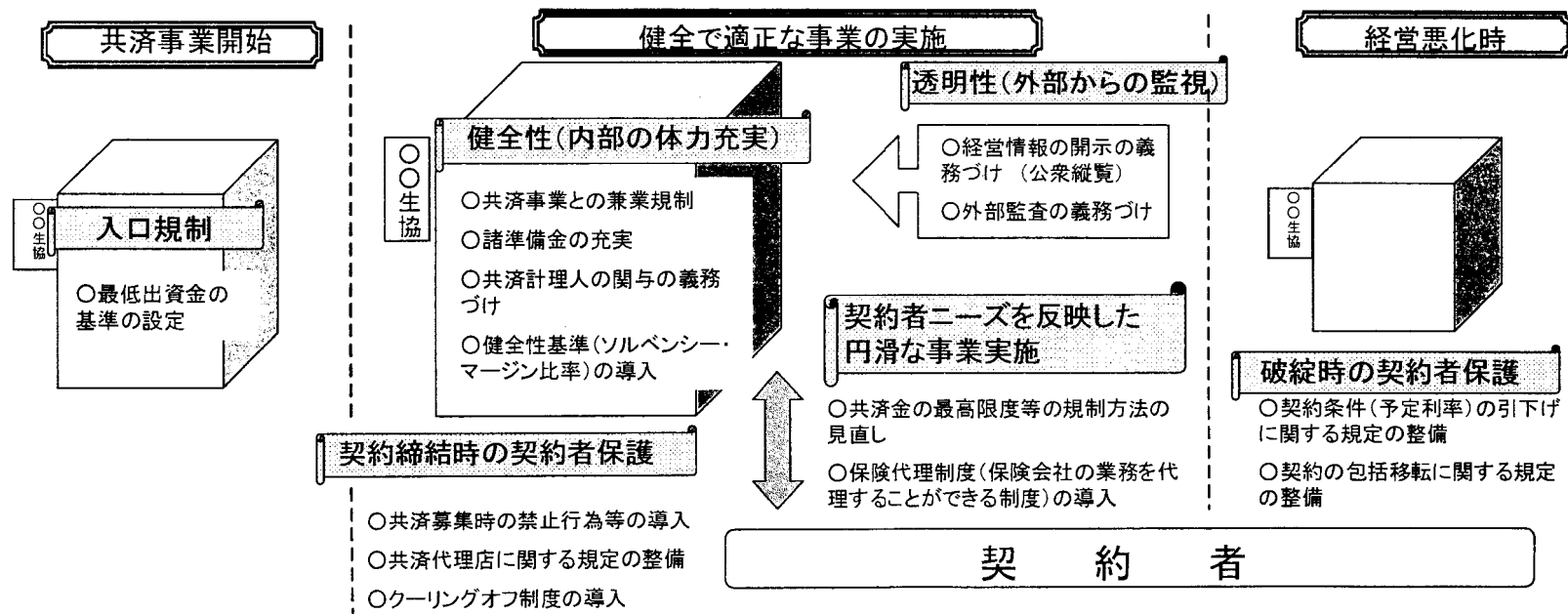
- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要 *	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可 不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠償共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))